

平成22年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

招 集 年 月 日 平成22年 12月13日
招 集 場 所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開 会 (開議) 平成22年 12月13日(月)9時35分 宣告
会議録署名議員の氏名 15番 松森豊 議員 13番 安部大助 議員

1、出席議員

1番 安部大助	7番 齋藤昭一	13番 吉田政司
2番 前田芳樹	8番 石田茂春	14番 福田晃
3番 平田文夫	9番 高宮陽一	15番 安部和子
4番 齋藤幸廣	10番 米澤壽重	16番 松森豊
5番 是津輝和	11番 遠藤義光	
6番 小野昌士	12番 池田信博	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
教 育 長 藤田勲	農林水産課長 山崎龍一
総 務 課 長 渡部國彦	下水道課長補佐 平田芳春
会 計 管 理 者 嶽野正弘	建設課長 井川善寿
企画財政課長 齋藤福昌	水道課長 大庭孝久
納税推進室長 脇田千代志	総務学校教育課長 岩水守
町 民 課 長 佐々木秋幸	生涯学習課長 高梨康二
福 祉 課 長 村上静夫	布施支所長 山川由夫
保 健 課 長 阿部真澄	五箇支所長 村上和弘
環 境 課 長 浅生久	都万支所長 石川伸吉
観光商工課長 吉田誠	財政係長 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 2人

1、町長提出議案の題目

- 承認第 11 号 工事請負変更契約締結の専決処分について〔五箇小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事〕
- 議 第 107 号 平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 108 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所) 特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 109 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所) 特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 110 号 平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所) 特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 111 号 平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 112 号 平成 22 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 113 号 平成 22 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 114 号 平成 22 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 115 号 平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議 第 116 号 平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 117 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議 第 118 号 隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 119 号 隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 120 号 隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 121 号 隠岐の島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議 第 122 号 隠岐の島町公民館設置及び管理条例の全部を改正する条例
- 議 第 123 号 隠岐の島町文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 124 号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約
- 議 第 125 号 町道路線の認定、廃止及び変更について

議 第 126 号 工事請負変更契約の締結について〔公共下水道管路布設（ 1 号幹線その 5 ）
工事〕

議 第 127 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町地域福祉センター〕

議 第 128 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館〕

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

ただ今から、平成22年第 4 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 5 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により 16番：松森 豊 議員、1番：安部 大助 議員を指名いたします。

日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 9 日間にいたしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の 声 あ り ）

「異議なし」と認めます。

従いまして、会期は本日から 12 月 21 日までの 9 日間に決定いたしました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る平成 22 年第 3 回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

9 月 18 日には、島後地区交通安全大会が五箇地区で開催され、議員各位と共に出席いたしました。

9月19日には、隠岐の島町戦没者追悼式が執り行われ議員各位と共に出席いたしました。当日は、関係者200名余りの方々が参列されましたが、鎮魂の想いを新たに致したところでございます。

10月1日には、島根県町村議会議員研修会が松江市に於いて開催され、コミュニケーションワーカー富田富士也氏による、「自立をうながす聞き方と接し方」と題しての講演、また、午後からは政治評論家の有馬晴海氏による、「どうなる今後の政局・政治展望」と題しての講演を拝聴したところでございます。

また、当日は隠岐島町村議会議長会主催による島根原子力館の視察研修が行われました。

当日は隠岐島四町村の議会議員及び事務局職員計45名が参加し、原子力発電の仕組みとエネルギー及び環境問題について研修を行ったところであります。

10月23日には、竹島領有権確立運動隠岐の島町集会が開催され、議員各位と共に出席いたしました。我が国の領土でありながら、不法占拠が続いている竹島の日でも早い領土権確立を願うものであります。

これにつきましては、後ほど報告があるものと存じます。

11月3日には、島民の願いでございます、新隠岐病院の起工式が執り行われ副議長及び広域連合議員が出席しております。平成24年の開院が待ちどうしく感じられるところでございます。

11月5日には、議会運営委員会が開催され、第4回定例会の日程等について協議を行いました。

11月16日には、全国離島振興市町村議会議長会全国大会が東京都で開催され、出席いたしました。

大会では離島振興に関する11項目の要望事項を決議し、引続き関係官庁などへ要望活動を行いました。

また、当日は自民党幹部と都道府県町村議会議長会会長の懇談会に出席し、席上、特に発言を求め、離島航路の維持、医療対策の強化などについて要望を行なったところであります。

翌、17日には民主党「離島政策プロジェクトチーム」設立総会に出席し、国境離島の果す役割の重要性について訴え、離島の抱える課題の改善を要望いたしました。

正午からは全国町村議会議長会全国大会がNHKホールにおいて、全国941町村議会の議長など関係者1,600人が出席するなか、「真の地域主権型社会の実現をめざして」をメインテーマに開催されました。

大会終了後、「まちの生き死に」と題し、内閣官房参与松本健一氏による特別講演がおこなわれ、その中で特に地域の自立をめざした例として、「隠岐騒動」が取上げられたところがございます。

11月18日には、隠岐島町村議会議長会による行政視察が行われ、香川県の離島、直島町を訪れました。

直島町はアートによるまちづくりで知られ、実態を調査・研究して参りました。

11月20日には、隠岐素人余芸大会が開催され、有志11名が参加いたしましたところがございます。

11月22日には、第4回臨時会が開催されました。臨時会終了後おこなわれた、全員協議会では執行部から施策課題に対する状況説明や議員間においては、議会運営についての協議が行われました。

12月7日には、議会運営委員会を開催し陳情書等の取扱いについて、協議を行ったところがございます。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

続いて、去る9月定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付した、「意見書処理報告」のとおり、関係先に送付いたしました。

最後に、請願・陳情等についてご報告いたします。

12月7日の議会運営委員会までに、受理した請願・陳情等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、TPP交渉参加反対に関する緊急要請外2件につきましては、議員の皆様への配付にとどめることにいたしましたのでご理解願います。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

平成22年第4回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

年末を控え忙しい時期を迎えましたが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、先ずいってお喜び申し上げます。

本日は、平成22年第4回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたが、議員各位には、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございますございました。

本議会は、平成22年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正、さらには指定管理者の指定等々23件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、充分なるご審議をいただきますとともに、適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、去る9月に開催させて頂きました「第3回隠岐の島町議会定例会」以降の、私の行政報告でございますが、主要な事項につき述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、最初に、先ほども議長からお話ございました「竹島領有権確立運動隠岐の島町集会」でございますが、去る10月23日、隠岐の島町総合体育館におきまして、竹島領有権確立運動隠岐の島町集会を、本町が主催をして開催させていただきました。

当日は、小室衆議院議員、山谷参議院議員、亀井参議院議員、溝口島根県知事、田原島根県議会議長など多数のご来賓のご出席を賜り、また町内からは議員の皆様方はじめ約1,200名の参加をいただいたところでございます。

集会冒頭の私の挨拶であります。政府に長年要望して参っております国の竹島担当部局の設置や啓発施設の設置が全く前進してないそういった現状に、強い遺憾の念を表明させていただくとともに、韓国が次々と進めております実効支配の強化に対し強い危機感を示し、国の毅然とした対応を強く求めたところでございます。

また、島根県竹島問題研究所長で、拓殖大学の下條正男教授から「竹島問題の解決が解く日本の領土問題」と題するご講演をいただき、最近の竹島問題をめぐる動向を解説していただきました。

そして、5人の中学生と2人の島民代表による意見発表、大会宣言の採択などを行い、竹島問題の解決に向けた国内世論の盛り上がりの必要性を訴え、有意義な集会となったと、このように考えているところであります。

次に、「大阪豊中市との友好都市提携に関する協定」につきまして、ご報告いたします。

すでに新聞報道等でもご承知のことと存じますが、去る10月26日、大阪府豊中市役所におきまして、「空港で結ぶ友好都市提携に関する協定」の締結を行わせていただきました。

豊中市とは以前から「豊中まつり」への参加や、定着して参りました学童野球での交流を行って参ったところでありますが、本年9月に航空路線を活かしたまちづくりのための友好

都市提携について、豊中市からご提案を受け、本町といたしましても隠岐空港利用促進や地域の活性化を図る上で有効との判断から、協定を締結したところでございます。

今後、関係部局と具体的な項目について検討を行いながら、更に交流を深めますとともに、物産の販路拡大や観光振興など活性化につなげて参りたいと考えているところであります。

また、11月中旬に豊中市から災害時の相互応援に関する協定の申し出があり、内容を吟味した結果、災害時に非常に有用であるとの判断をし、申し出を受け協定を締結することとさせていただきます、去る12月1日付けで締結いたしましたので、ご報告を申し上げます。

次に、これも議長からお話のありました隠岐病院整備工事の起工式につきまして、ご報告いたします。

去る11月3日、隠岐広域連合と構成団体の関係者、施工業者、地元区長様などのご出席をいただき、隠岐病院整備工事の起工式が行われ、工事期間中の安全を祈願いたしましたところであります。

平成24年春の開院を目指し、既に本格的な工事に入っており、まもなく杭打工事が始まることとなっております。

また、仮囲いの設置により、病院進入路の変更や駐車場の減少が生じ、病院利用者の皆様方に、ご不便をお掛けしていますが、隠岐広域連合では臨時駐車場の設置や丁寧な院内案内など、病院業務に極力影響を及ぼさないような配慮をしつつ、並行して工事が円滑に進捗するよう取り組んでいるところでございます。

次に、「日本の凧の会」秋季大会につきまして、ご報告いたします。

日本の凧の会が、毎年秋に開催する秋季大会の誘致につきましては、隠岐いぐり凧保存会と共に、平成19年から運動を展開してまいりましたが、去る11月11日に開催された同会の世話人会におきまして、平成24年、再来年でございますが、秋季大会が、本町で開催されることが決定されまして、大変喜んでいただいております。

日本の凧の会は、会員1,300人を要する、国内最大の凧愛好家の組織で、事務局は東京日本橋にございます。

年3回の凧揚げ大会を開催し、新春は東京で開催され、春は石川県と埼玉県で毎年開催されておりますが、そして秋の大会は全国各地を回って開催することになっているようであります。これは民間の関係でございますが、大会成功に向けまして、隠岐いぐり凧保存会や観光協会と連携して、受け入れ体制を整えたいと考えているところでございます。

次に、「いきいき祭り」につきまして、ご報告いたします。

去る11月28日、隠岐島文化会館と周辺の広場を会場といたしまして、第5回隠岐の島町いきいき祭を開催いたしました。

昨年は、ご案内のように新型インフルエンザ感染拡大防止という観点から、やむなく中止とさせていただきますが、今年は盛大な祭りとなったかと思えます。

当日は、北海道夕張医療センターの村上智彦先生をお招きしての地域医療講演会をはじめ、小中学生の学習発表会、品評会、展示、バザー、今年はマグロの解体実演販売など催し物が豊富に揃い、沢山の町民の皆様方にご参加をいただき、終日賑わったかと存じます。

また、11月21日には「しらしま祭」と「都万文化祭」、11月23日には「五箇どんと祭り」、12月5日には「浄土ヶ浦まつり」がそれぞれ開催をされまして、地域の皆様方のご協力のもと、趣向を凝らした手作りの祭りとなりましたが、大好評であったということでもあります。

こうしたイベントの開催を通じまして、人と人の交流が促進され、まちの一体感が醸成されることを切に願うものでございます。

次に、離島振興の要望活動についてご報告申し上げます。

去る11月29日に、東京におきまして、都道府県で構成する離島振興対策協議会と、市町村で構成する全国離島振興協議会が合同で要望活動を行い、私も参加をいたしました。

当日は要望活動に先立ち、民主党離島振興議連、自民党離島振興特別委員会、公明党離島振興対策本部の役員の方々との懇談会が午前中行われました、平成25年に時限を迎える離島振興法に関する事、離島市町村の財政力強化に関する事、離島航路の支援に関する事、離島のガソリン税減免に関する事などについて、意見交換が行われまして、私も離島航路に関する持論といたしますが、そういったものを要望させていただいたところでございます。

その後、関係省庁、及び衆参の関係国会議員を訪問し、新年度関連予算の確保、税制の改正、公共事業の拡充等に関する要望書を提出する実行活動を行いました。

また、12月1日には全国町村長大会がNHKホールで、翌12月2日には水産振興漁村活性化推進大会が全国町村会館でそれぞれ開催され、出席をいたしました。

次に、自衛隊島根地方協力本部の感謝状受贈につきまして、ご報告いたします。

去る11月27日、松江市において自衛隊島根地方協力本部の開設4周年記念式典が開催をされまして、私が上京中のため副町長に代わって出席していただきましたが、席上、自衛隊の隊員募集事務に協力をした事績をもって感謝状の贈呈を受けたところでございます。

感謝状を受けた24の団体・個人のうち地方自治体は私どもだけでございましたが、これを契機として今後も引き続き、隠岐の島駐在員事務所との連携を保ちながら隊員募集をはじめ、

自衛隊の諸活動に積極的に協力を続けて参りたいと考えております。

最後に、民生委員・児童委員の委嘱につきまして、ご報告を申し上げます。

民生委員・児童委員につきましては、本年 11 月 30 日をもちまして委員の任期が満了となることに伴いまして、再任 41 人、新任 26 人、合計 67 名の方々に新たに委員をお願いすることになりました。

山陰地方では定員割れを起こす市町村が出るなど、委員を引き受けていただける方の確保が各地域で年々難しくなりつつありますが、本町ではおかげ様で関係各位のご尽力により、定員を充足することができました。

去る 12 月 9 日、隠岐島文化会館におきまして、67 名の新委員の方々に厚生労働大臣並びに島根県知事からの委嘱状を伝達させていただいたところでございます。

伝達式では、今後 3 箇年それぞれの地域におきまして、社会福祉の増進にご尽力いただくよう、お願いを申し上げたところでございます。

改選にあたりましては、民生委員推薦会、各地域の区長・自治会長はじめ多くの皆様方のご協力を賜りました。ここに深く感謝を申し上げます。

以上、私の行政報告の主なものにつきましてご報告申し上げましたが、9 月の第 3 回定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、配付をいたしました関係資料に掲載いたしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で「行政報告」を終わります。

日 程 第 5、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第 11 号「工事請負変更契約締結の専決処分について〔五箇小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事〕」から議第 128 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館〕」までの 23 件を一括して上程いたします。

日 程 第 6、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

只今議題となりました 23 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第 11 号の「工事請負変更契約締結の専決処分〔五箇小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事〕」についてご説明を申し上げます。

五箇小学校屋内運動場耐震補強及び大規模改造工事につきまして、工期の短縮及び設計額の変更につきまして専決処分を行ないましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告をし承認を求めますのでございます。

主な工事の変更内容でございますが、床面の補修個所の増、バスケットゴールの新設、建具修繕箇所の増、ステージ幕取替及び側溝補修でございます。

次に、議第 107 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」から議第 116 号「平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」までの 9 件の補正予算につきましてご説明いたします。

議第 107 号の「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、3 億 3,250 万 4 千円の追加でございます。補正後の予算額を 151 億 9,677 万 7 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、上水道事業及び簡易水道事業の起債の繰上償還に伴うもの、福祉関係事業費を中心に、災害復旧事業費、災害防除事業費及び人件費などにつきましての予算（案）を提出するものでございます。

その具体的な内容でございますが、全体的に人件費につきまして、職員の育児休業に伴う給料の減額及び時間外手当の増額補正を計上いたしております。

総務費では、定住対策事業費において、民間から実施要望がなかったため、定住促進賃貸住宅建設事業費について減額補正をするものでございます。また、新たに来年 4 月執行予定の島根県知事・島根県議会議員一般選挙の準備に必要な予算などを計上いたしております。

民生費では、障がい者福祉サービス事業費において、低所得者層負担の無料化やサービス利用者増に伴う扶助費の増額や私立保育所運営費について、入所児童数の増加に係ります運営費補助金を増額補正するものでございます。また、生活保護扶助費について、保護世帯数の増加などにより生活扶助費及び医療扶助費ほかを増額補正するものでございます。

衛生費では、新たに、上水道及び簡易水道事業における起債の繰上償還に係る貸付金及び繰出金の予算を計上いたしております。

農林水産業費でございますが、農業活性化事業費において、計画変更や実績見込みによりまして、経営体育成交付金及び企業の農業参入連携支援事業費などの経費につきまして減額

補正をするものでございます。

土木費では、県営道路事業負担金におきまして、事業費の精査によりまして、西郷都万郡線、大津久工区などの負担金を減額補正するものでございます

また、災害防除事業費におきまして、計画変更によります工事費、事務費の増額補正及び新たに西田箕浦線の測量設計の予算などを計上いたしております。

災害復旧事業費では、道路橋りょう災害及び河川災害復旧事業費における追加箇所分の工事費及び事務費を増額計上いたしております。

これらの財源につきましては、それぞれの歳出に見合う特定財源を充当し、一般財源には普通交付税を充当するものでございます。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、地方債の限度額を増額する変更も行なっております。

次に、議第 108 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計の補正予算（第 3 号）」でございますが、歳入歳出予算の補正額は、16 万円の追加でございます。補正後の予算額を 8,474 万 6 千円とするものでございます。

補正の内容は、人件費を増額補正するものでございます。

この財源につきましては、一般会計からの繰入金を充当するものでございます。

次に、議第 109 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計の補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、31 万 7 千円の減額でございます。補正後の予算額を 1 億 6,330 万 4 千円とするものでございます。

補正の内容は、人件費の減額と空調室外機故障によります修繕費を計上いたしております。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額をいたしまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 110 号の「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 3 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、40 万円の減額でございます。補正後の予算額を 1 億 6,376 万 7 千円とするものでございます。

補正の内容は、人件費を減額補正するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議第 111 号の「平成 22 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、5,021 万 2 千円の追加でございます。補正後の予算額を 6 億

8,587万5千円とするものでございます。

補正の主な内容ですが、人件費の増額と国が本年度地方公営企業関係の主要施策の中で公債費負担対策として、高金利の地方債を対象に、国の承認を受ければ、補償金免除で繰上償還を行うことを認めていただきましたことから、新たに、その償還金の予算を計上いたしております。

繰上償還につきましては、本年度年利6.3%以上の地方債が対象でございます。利子負担の軽減を図るものでございます。

財源につきましては、人件費は前年度繰越金を充当し、繰上償還につきましては、一般会計からの繰出基準によりまして、建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1に一般会計繰入金を充当し、残り2分の1につきましては、一般会計からの長期借入金を充当するものでございます。

次に、議第112号の「平成22年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、840万円の減額でございます。補正後の予算額を7億5,722万4千円とするものでございます。

補正の内容は、大久漁港漁業集落排水整備事業の管路詳細設計業務委託料を事業費の確定によりまして、減額するものでございます。

この財源につきましては、県補助金及び町債を減額補正するものでございます。

次に、議第113号の「平成22年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は、40万円の減額補正でございます。補正後の予算額を、2,326万9千円とするものでございます。

補正の内容は、人件費を減額補正するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議第114号の「平成22年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第3号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、59万円の追加でございます。補正後の予算額を3,680万8千円とするものでございます。

補正の主な内容は、新たに、空調室外機故障によります修繕費、医師住宅修繕費及び、平成21年度へき地医療対策補助金の確定によりまして返還金を計上いたしております。

この財源につきましては、繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 115 号の「平成 22 年度五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は、25 万 1 千円の追加でございます。補正後の予算額を 1,246 万 5 千円とするものでございます。

補正の内容は、平成 21 年度へき地医療対策補助金の確定によりまして返還金を計上をいたしました。

この財源につきましては、繰越金を充当するものでございます。

次に、議第 116 号の「平成 22 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算（第 1 号）」についてご説明を申し上げます。

上水道事業におきましても、簡易水道事業と同様に高金利の地方債の繰上償還を実施するものでございます。

本年度は、年利 6.3%以上の地方債が対象でございます。資本的支出として、繰上償還額 8,421 万 2 千円を追加し、補正後の予算額を 3 億 1,218 万 4 千円とするものでございます。また、この財源を一般会計から長期借入し、資本的収入として、8,421 万 2 千円を追加し、補正後の額を 1 億 2,731 万 4 千円とするものであります。

次に、議第 117 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、職員に対して支給をする給料及び期末・勤勉手当について、人事院の給与等に関する勧告を受けて、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、給与月額を引き下げ及び期末・勤勉手当の支給割合を引き下げを行うものでございます。実施時期につきましては、平成 23 年 1 月 1 日といたしております。

次に、議第 118 号の「隠岐の島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、そして議第 119 号の「隠岐の島町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例」及び議第 120 号の「隠岐の島町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」3 議案につきましては、本年 6 月 30 日施行となった改正育児・介護休業法におきまして、事業主は「3 歳に満たない子を養育する労働者が希望すれば短時間勤務の措置を講じなければならない」といったことになりましたため、短時間勤務制度及び関係規定を整備するものでございます。

次に、議第 121 号の「隠岐の島町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」につきましては、道路法施行令第 19 条の道路占用料の改正が行われましたため、本町におきましても道路占用料の改正をするものでございます。

次に、議第 122 号の「隠岐の島町公民館設置及び管理条例の全部を改正する条例」につき

ましてご説明を申し上げます。

この改正は、町立公民館の4館体制におきまして、西郷公民館を隠岐の島町中央公民館とし、従来の西郷地域の公民館事業に加え、町全体を対象とした公民館事業を企画及び実施する体制とするものでございます。

布施、五箇、都万公民館の活動におきましては、従来どおり実施をすることはもちろんでございしますが、隠岐の島町中央公民館体制のもと、より一層住民の方々の交流、情報交換が図れるように、町全体の事業へも取り組むものでございます。

議第123号の「隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、組織の見直しによります隠岐の島町立西郷公民館の名称変更に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第124号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」についてでございますが、知的障害者援護施設「隠岐広域連合立仁万の里」につきまして、平成23年度より障害者自立支援法に基づく新しい福祉サービスを提供すること、及び広域行政圏計画策定要綱、平成12年3月31日自治振第53号でございますが、平成21年3月31日をもって廃止されることに伴い、規約を改正させていただくものであります。

次に、議第125号の「町道路線の認定、廃止及び変更」についてご説明を申し上げます。

まず認定する路線でございますが、西郷284号線、285号線、及び286号線は、栄町地内の公衆用道路でございますが、町道としてこれまで認定されておりましたので、これも今回認定するものでございます。

次に、西郷287号線は、岬みんなの作業所と岬町デイサービスセンターの間にございます公衆用道路であります。町道としてこれも認定されておりましたので、今回認定するものでございます。

次に、廃止する路線であります。西郷104号線は、JFしまね西郷支所が管理する上架施設ですが、この侵入路となっておりましたが、個人宅地内を経由しているため、これを廃止とするものでございます。代替道路につきましては、6月議会におきまして西郷283号線を認定させていただいたところでございます。

次に、中条12号線は、有木川改修工事に伴いまして町道及び隣接宅地が河川用地となったために、これを廃止とするものでございます。

次に、変更する路線でございますが、まず、西郷127号線は、路線内に国有地を含んでおりますために、今回、隣接する里道に路線を変更させていただくものでございます。

次に、那久 11 号線及び那久 13 号線は、浜橋橋梁の取り付け位置を少し下に下げたわけ
です。これによりまして路線変更するものでございます。

次に、有木 2 号線から中条 190 号線までの 15 路線は、県事業の有木川改修工事に伴いま
して幅員の変更、経路の変更及び起終点の変更等を行わせていただくものであります。

次に、議第 126 号の「公共下水道管路布設（ 1 号幹線その 5 ）工事請負変更契約の締結
について」でございますが、管路布設工におきまして、公共柵の設置場所を、より状況に即
した場所に一部変更したことにより、管路が当初計画より延長となり、また、推進工におき
まして、一部で礫質土が出現したため、土質確認の、調査ボーリング工事を追加する必要が
生じたことにより、工事費が増額となりますことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、
議決を求めるものでございます。

次に、議第 127 号及び議第 128 号の 2 議案につきましては、「指定管理者の指定について」
の議案でございます。

本町が設置しております公の施設の管理運営を、指定管理者に行なわせることとし、公募
をいたしましたところ、「隠岐の島町地域福祉センター」及び「隠岐の島町立隠岐島文化会館」
の 2 施設につきまして、それぞれ現在の指定管理者である各 1 団体だけの応募でございま
した。

実績等踏まえ検討した結果、当該団体において適正な管理が今後も見込めることから、当
該施設の指定管理者の候補者として選定させていただきました。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、23 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、なにとぞ慎重ご審議をいた
きまして、適切なご決定を賜りますようお願いをし、提案理由の説明に代えさせていただきます。
ます。

議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

只今から、10 時 30 分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 21 分 ）

議長（ 米 澤 壽 重 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 30 分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を閉じ、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 10時31分)

(全員協議会開会宣告 10時31分)

議長(米 澤 壽 重)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 11時32分)

日 程 第 7、休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

12月14日は、特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認め、左様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、12月15日に開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 11時33分)

以 下 余 白